

○ 「青森県 T P P 協定等対策本部設置要綱」改訂案 新旧対照表

現 行	改 訂 案
<p style="text-align: center;"><b>青森県 T P P 協定等対策本部設置要綱</b></p> <p>(設置) 第 1 条 T P P 協定及び日 E U 経済連携協定 (以下「T P P 協定等」という。) に関して全庁的な体制のもとに必要な対策等を行うため、青森県 T P P 協定等対策本部 (以下「本部」という。) を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) T P P 協定等に係る情報の収集に関すること。 (2) T P P 協定等に係る影響の調査及び分析に関すること。 (3) T P P 協定等に係る対策に関すること。 (4) その他必要と認められる事項。</p> <p>(組織) 第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。 4 本部長は、本部を総括する。 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が不在のときは、地方自治法第 1 5 2 条第 1 項の規定による順序により、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第 4 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。</p> <p>(幹事会) 第 5 条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。 2 幹事会は、会長及び幹事をもって組織する。 3 会長は、企画調整課長をもって充てる。 4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。 5 会長は、幹事会を総括する。 6 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がこれを主宰する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>青森県 T P P 協定等対策本部設置要綱</b></p> <p>(設置) 第 1 条 T P P 協定、日 E U 経済連携協定及び日米貿易協定 (以下「T P P 協定等」という。) に関して全庁的な体制のもとに必要な対策等を行うため、青森県 T P P 協定等対策本部 (以下「本部」という。) を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) T P P 協定等に係る情報の収集に関すること。 (2) T P P 協定等に係る影響の調査及び分析に関すること。 (3) T P P 協定等に係る対策に関すること。 (4) その他必要と認められる事項。</p> <p>(組織) 第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。 4 本部長は、本部を総括する。 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が不在のときは、地方自治法第 1 5 2 条第 1 項の規定による順序により、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第 4 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。</p> <p>(幹事会) 第 5 条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。 2 幹事会は、会長及び幹事をもって組織する。 3 会長は、企画調整課長をもって充てる。 4 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。 5 会長は、幹事会を総括する。 6 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がこれを主宰する。</p>

7 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

8 会長は、必要に応じて幹事会に部会を置くことができる。部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行する。

この要綱の施行により、「T P P 庁内連絡会議設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

---

---

7 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

8 会長は、必要に応じて幹事会に部会を置くことができる。部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行する。

この要綱の施行により、「T P P 庁内連絡会議設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長  
企画政策部長  
環境生活部長  
健康福祉部長  
商工労働部長  
農林水産部長  
県土整備部長  
危機管理局長  
観光国際戦略局長  
エネルギー総合対策局長  
会計管理者  
東青地域県民局長  
中南地域県民局長  
三八地域県民局長  
西北地域県民局長  
上北地域県民局長  
下北地域県民局長  
病院事業管理者  
教育長  
警察本部長

別表第1（第3条関係）

総務部長  
企画政策部長  
環境生活部長  
健康福祉部長  
商工労働部長  
農林水産部長  
県土整備部長  
危機管理局長  
観光国際戦略局長  
エネルギー総合対策局長  
会計管理者  
東青地域県民局長  
中南地域県民局長  
三八地域県民局長  
西北地域県民局長  
上北地域県民局長  
下北地域県民局長  
病院事業管理者  
教育長  
警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長  
企画調整課長  
県民生活文化課長  
健康福祉政策課長  
商工政策課長  
農林水産政策課長  
監理課長  
防災危機管理課長  
観光企画課長  
エネルギー開発振興課長  
会計管理課長  
東青地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
中南地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
三八地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
西北地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
上北地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
下北地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
病院局運営部経営企画室長  
教育庁教育政策課長  
警察本部総務事務推進課長

※ 地域支援担当責任者

別表第2（第5条関係）

財政課長  
企画調整課長  
県民生活文化課長  
健康福祉政策課長  
商工政策課長  
農林水産政策課長  
監理課長  
防災危機管理課長  
観光企画課長  
エネルギー開発振興課長  
会計管理課長  
東青地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
中南地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
三八地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
西北地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
上北地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
下北地域県民局地域支援チームリーダー（※）  
病院局運営部経営企画室長  
教育庁教育政策課長  
警察本部総務事務推進課長

※ 地域支援担当責任者